

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和6年 7月17日	
佐世保市長 宮島 大典 殿	
提出者 NK生コン有限責任事業組	
住 所 長崎県佐世保市宮田町1番6号	
氏 名 代表理事 吉井 誠	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0956-76-7010	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	NK生コン有限責任事業組合 吉井工場
事業場の所在地	長崎県佐世保市吉井町直谷7番地1
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	2122 生コンクリート製造業
② 事業の規模	前年度出荷実績 47,399m ³
③ 従業員数	16名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	戻りコンクリート 大型ブロックを製造し、再利用 生コン車・プラント洗浄水 静置しスラッジと余剰水分に分離 コンクリート塊・スラッジ 余剰水分は上澄水として再利用 産業廃棄物処理業者に委託して、 路盤材として再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 公害防止統括者 工場長 公害防止管理者 試験室長			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず・陶磁器くず・コンクリートくず	
	排出量	2, 278 t	t
	(これまでに実施した取組) 納入現場から余剰な注文がないよう、顧客と密に連絡を取り合う。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず・陶磁器くず・コンクリートくず	
	排出量	1, 800 t	t
	(今後実施する予定の取組) 戻りコンクリート処理用の大型ブロックの製造能力を高める。 工場内の路面補修に使用する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリートくずは毎日発生するため、専用置場を設置 金属くず、廃プラスチックくずの排出は少量ではあるが、分別して置き場に集約		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記のとおり現状を維持する。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず・陶磁器くず・コンクリートくず	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	397 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	戻りコンクリートで大型ブロック製作し販売		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず・陶磁器くず・コンクリートくず	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	500 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	大型ブロックの販売量を増やす 自社工場内の路面補修		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず・陶磁器くず・コンクリートくず	
	全 処 理 委 託 量	1,881 t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	1,881 t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる処理業者を選定し、書面による契約を実施している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず・陶磁器くず・コンクリートくず	
	全 処 理 委 託 量	1,300 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1,300 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	委託処理場への定期的な現地確認を実施する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。